

宮城県知事選挙及び宮城県議会議員補欠選挙臨時啓発業務に関する質問回答

令和7年8月6日

No.	質問内容	回 答
1	仕様書4において、「本年7月の第27回参議院議員通常選挙に係る臨時啓発業務による実施内容と調和した啓発活動を行うことにより、継続的な主権者意識の醸成に繋げていくこと」とあるが、「調和した啓発活動」とは具体的にどのような内容を想定しているか。	事業内容は各事業者の提案内容によることとしておりますが、一例として、第27回参議院議員通常選挙（以下、「参議選」という）啓発事業で用いたキャラクターと類似性の高いキャラクター、デザイン、色調、コンセプト等とすることで、継続的かつ効果的な啓発活動を行っていただくことを想定しています。なお、参議選啓発事業のキャラクターを活かすことも可能です。
2	仕様書5（2）について、「学都仙台コンソーシアム×宮城県選挙管理委員会選挙啓発ポスターデザインコンテスト」のデザインを使用する際の種類や想定数量は。	デザインは3種程度を見込んでいます。数量は現時点で未定です。 また、一部デザインについては啓発用ポスターに限らず、仕様書5（5）記載の投票所来場者カード等の物資に使用場合があります。
3	仕様書5（3）について、参議選の特設サイトのサーバー、ドメインを本業務にて継続して使用しても問題ないか。	サーバーは新たに受託者が準備するものを使用することを想定しています。また、これに係る経費もホームページ作成・管理業務に含まれます。なお、委託業務のホームページ作成・管理業務が適切になされるものであれば、サーバー仕様等の指定はありません。 ドメインについては、宮城県でのサブドメインの発行を想定しています。サブドメインの発行には数日要しますので、ホームページ作成については、早期に着手願います。
4	仕様書5（5）について、宮城県選挙管理委員会管理のX・Facebookのアカウントの利用可能な範囲と活用不可な行為は。	啓発事業に関する投稿等が可能です。 具体の利用範囲については個別に調整することになります。

5	参議選臨時啓発における下記の業務の実施内容は。 ①公共交通機関等向けの啓発用ポスターやサイネージについて、交通広告の配布媒体と掲出期間 ②啓発物資作成業務における作成物資、数量、配布場所等 ③テレビスポット CM の放送期間及び GRP ④啓発キャンペーン業務の実施場所、実施内容、回数	実施内容は以下のとおりです。なお、企画提案にあたっては参議選啓発事業の広告媒体・ツールに囚われない企画提案を期待します。 ①〇ポスター掲示 JR 石巻駅、槻木駅、古川駅にて、投開票日を末日とする 2 週間。 〇デジタルサイネージ JR 交通媒体 6 月 30 日～7 月 20 日にかけて実施。 仙台市営地下鉄広告媒体 7 月 7 日～13 日にかけて実施。 ②ポケットティッシュを作成。数量や配付状況については以下の参議選仕様書別紙 3 を確認してください。 https://www.pref.miyagi.jp/documents/59276/siyousyo.pdf ③参議選公示日～投票日当日にかけて広告を実施。 ④仙台駅構内にて 7 月 12 日～13 日にかけて、特設サイトでは 7 月 7 日～16 日にかけて模擬投票イベントを実施。 ※ 具体的な利用媒体や手法は実施企業の個別のノウハウに基づくものであり、公開することで競争上の地位その他正当な利益が損なわれうる情報については記載していません。
6	本業務外で宮城県が実施する宣伝・広報メニューはあるか。	本業務外で、県庁庁舎内での広報、定禅寺通での広告塔の作成・設置、各市町村の広報車用広報音源の作成を予定しています。
7	宮城県知事選挙における期日前投票所は参議院選挙と同様か。	現時点で未定です。
8	宮城県知事選挙告示前までに宮城県で実施予定のキャンペーン、啓発活動、特設サイトの稼働予定などはあるか。	具体的に予定しているものはございません。
9	参議院議員選挙の特設サイトの 7/3～7/20 の期間の PV 数、UU 数、流入経路のデータはあるか。	現時点でデータはございません。
10	参議選広報啓発で採用された「選んでみない？つぎの宮城を。」というキャッチコピーが評価された理由は。 また、当該キャッチコピーについて、宮城県知事選挙広報啓発業務でも調和の必要があるか。	参議選臨時啓発における個別の審査内容に関する回答は差し控えます。 キャッチコピーについては、参議選啓発事業と一定程度共通性を有するメッセージ等とすることで、継続的かつ効果的な啓発活動を行っていただくことを想定しています。